

令和4年10月5日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿

福岡地方最低賃金審議会
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 富山 敦

福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月17日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、

(イ) 組線、かしめ、取付け又は巻線の業務

(ロ) バリ取り、かえり取り又は鑄り取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間977円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月10日

令和4年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和4年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	◎ ^{とみやま あつし} 富山 敦	弁護士
	○ ^{ひらい きわこ} 平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
	^{みやざき ひさゆき} 宮崎 久幸	公認会計士
労働者代表委員	^{おきなか きとし} 沖中 聡志	パナソニックエンターテインメント &コミュニケーション労働組合 九州支部 執行委員長
	^{おだ すぐる} 小田 卓	西部電機労働組合 執行委員長
	^{なかむら たかゆき} 中村 貴征	電機連合福岡地方協議会 事務局長
使用者代表委員	^{おがた せいごう} 緒方 正剛	株式会社キューヘン 総務部長
	^{たかまつ ゆうた} 高松 雄太	株式会社安川電機 人事労務本部 人事労務改革部長
	^{よしおか ひでき} 吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である

福岡最賃審第492号

令和4年10月5日

福岡労働局長

安達 栄 殿

福岡地方最低賃金審議会

会 長 平 木 真 朗

福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月17日付け福岡労発基0817第1号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答
申する。

福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、

(イ) 組線、かしめ、取付け又は巻線の業務

(ロ) バリ取り、かえり取り又は鑄り取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間977円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月10日